

(参考) 令和 6 年度市役所本庁舎仮囲いへの障害者アート掲出事業
様式 2 「質問票」 への回答について (抜粋)

事業実施にあたり、頂いた質問については、文体の統一や質問者の判別を防ぐため、質問内容を変えない範囲で編集しておりますのでご了承ください。

①仕様書 4 (1)について

<質問>

- ・「障害者アート作品 2 点」とあるが、複数人による複数作品の合作にしてもよいか？
- ・利用者にテーマを出し描き出来上がった絵に、デザイナーが原画をいかし、デザインを加えてできたアート作品を使用することは可能か。
- ・作品は、一人のみの絵になるか？共同で数名の絵をまとめてデザインを入れ制作した作品の使用は可能か？また、デザインを入れることが NG な場合でも、共同で一つのキャンバスに描く絵を制作、使用は可能か。

<回答>

最終的に 2 点の作品として完成していれば、複数人・複数作品の合作により制作していただいて構いません。

事業所等が実施するデザインの挿入については、「枠までの範囲」と考えております。絵画部分そのものは障害のある方の描いた絵のみを使用してください。ただし、絵画部分を制作するために、複数人がそれぞれ描いた作品を事業所等において配置することは可能です。

なお、複数人の作品を使用する場合の著作権使用料は、絵を描いたすべての方の人数分で計上してください。

②仕様書 4 (2)について

<質問>

「サイズは下記のとおりとする。ただし、作品のマグネットは 1 作品につき 3 枚程度に分割して納品すること。」とあるが、具体的な分割のサイズはあるか？

<回答>

分割については、マグネットシートの印刷機の最大プリント幅による分割があると考え、最大の大きさで制作した場合は、幅 1.0m×長さ 2.5m程度で 3 枚と想定しております。

印刷機の仕様等により 4 枚以上の分割となっても構いませんが、分割枚数が多くなり過ぎないようにしてください。なお、現時点で 4 分割以上となることが判明している場合は、企画提案書にその旨を記載してください。

③仕様書 4 (4)について

<質問>

作家に対し、使用料を支払う金額設定において、実際に掲出する期間を知りたい。

<回答>

本業務委託における実際の掲出期間は令和 7 年 12 月 1 日 (月)～令和 8 年 3 月 31 日 (火)を予

定しています。

<質問>

著作権使用料について、工賃としてお支払いすることはできるか？

<回答>

今回想定しているのは、完成した作品に対する使用料であるため、作業・労力に対して発生する工賃とは異なるものと考えております。したがって、作者の方には著作権使用料としてお支払いいただきますようお願いいたします。